

平成 21 年度補正予算 の概要について

環 境 省

- | | |
|---|-------------|
| 1. エコポイントの活用によるグリーン家電の普及事業
エコポイントによる省エネ家電(エアコン、テレビ、冷蔵庫)の買換え促進支援事業 | 109,813 百万円 |
| 2. 地域グリーンニューディール基金の創設
地域環境保全基金の拡充による地球温暖化対策事業、廃棄物処理対策事業、
漂流・漂着ゴミ対策事業等の推進 | 55,000 百万円 |
| 3. 環境ファイナンスに係る投資の加速化 | 4,740 百万円 |
| (1) 京都議定書目標達成特別支援無利子融資制度の創設 | 4,500 百万円 |
| (2) 金融機関による「環境格付」のための企業調査・審査に対する
補助制度の創設 | 240 百万円 |
| 4. 地方公共団体等の所有する自動車の低公害化の推進
地方公共団体等の所有する塵芥車、ゴミ運搬車等の低公害車への買換えを
促進させるための補助 | 3,500 百万円 |
| 5. 国の施設のグリーン化等のための施設整備 | 497 百万円 |
| (1) 世界遺産センターのグリーン化等によるCO ₂ 排出削減 | 243 百万円 |
| (2) 生物多様性保全拠点等のグリーン化等によるCO ₂ 排出削減 | 134 百万円 |
| (3) 環境調査研修所施設・設備の低炭素化改修 | 120 百万円 |
| 6. 国立公園等施設の低炭素化等の推進(公共事業)
皇居外苑壕の水質浄化能力の向上や、国立公園等の各種施設の安全確保と
グリーン化を促進するための施設整備 | 6,570 百万円 |
| 7. 単独処理浄化槽転換加速モデル事業等(公共事業)
合併浄化槽への切り替えが遅れている単独浄化槽の転換を促進するための
施設整備 | 1,003 百万円 |

8 . C O P 1 0 の円滑な開催に向けた関連事業等の推進	1,174 百万円
(1) 生物多様性に配慮した事業活動と地域活性化を促進するための 生物多様性地方総合展示会開催事業	222 百万円
(2) C O P 1 0 に向けた科学的基盤の強化及び持続的利用等に かかる合意形成のための国際会議開催	98 百万円
(3) アジア・オセアニア地域におけるサンゴ礁保全に向けた 情報基盤整備事業	155 百万円
(4) 生物多様性情報整備事業	697 百万円
9 .環境先端技術等の連携及び活用の推進	1,893 百万円
(1) 地域産学官連携環境先端技術普及モデル策定事業	700 百万円
(2) 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき (GOSAT)」による 地球温暖化問題解決に向けた取り組みの推進	1,104 百万円
(3) し尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用推進モデル事業	90 百万円
10. エネルギーのグリーン化やC O 2 削減に資する調査等の推進	1,292 百万円
(1) 温泉施設における温暖化対策事業	441 百万円
(2) 小水力発電による市民共同発電実現可能性調査	103 百万円
(3) 京都議定書目的達成のための廃棄物部門緊急調査	431 百万円
(4) オフセット・クレジット(J-VER)制度検証等効率化事業	214 百万円
(5) アジア・太平洋地域における「環境モデル都市」 ・「環境モデル島」の構築調査	103 百万円
11 . 安心・安全の確保等のための調査等の推進	1,543 百万円
(1) 小児環境保健研究プロジェクトの推進	977 百万円
(2) 微量P C B混入廃電気機器等の安心・安全で効率的な処理の推進	150 百万円
(3) 単独処理浄化槽を対象とした使用状況実態等緊急調査	303 百万円
(4) 野鳥における鳥インフルエンザ対策の強化	112 百万円

合 計

1 8 7 , 0 2 5 百万円

地域グリーンニューディール基金の創設

(1) 事業の概要

地球温暖化対策等の国全体として重要な環境問題を解決するためには、地域の取組が不可欠であることから、各種の法令等に基づき、地方公共団体に対して、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画や廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画など、様々な計画の策定と取組の推進が規定されているところである。

こうした取組を地域が確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、国から集中的に財政支援を行う。

(2) 事業計画

(3) に定める地域環境事業を実施する地方公共団体や民間事業者等を支援するための財源として、各都道府県・指定都市に補助金を交付し、既存の地域環境保全基金を積み増す(既存の基金の中に別勘定を設ける。既存の基金が無い都道府県・指定都市には新たに基金を設置)。本補助金に係る基金の有効期間は、3年間とする。

(3) 基金対象事業

基金を充当して実施する地域環境事業は、以下に掲げる事業をはじめとする事業とする。

- () 地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業
地方公共団体実行計画に基づく事業
- () 都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係事業
都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画に基づく以下の事業
 - ・アスベスト廃棄物の処理施設の整備
 - ・不法投棄・散乱ゴミ等の処理の推進
- () PCB廃棄物処理計画関係事業
PCB廃棄物処理計画に基づく以下の事業
 - ・微量PCB混入廃電気機器等の把握支援
 - ・微量PCB廃棄物の処理施設の整備
- () 漂流・漂着ゴミ地域対策推進事業
漂流・漂着ゴミの回収・処理や発生源対策等に係る事業

(4) 事業実施主体 基金の造成先は各都道府県及び指定都市

(5) 予算額 55,000百万円

地域グリーンニューディール基金の創設 (地域環境保全基金の拡充)

平成20年6月、地球温暖化対策推進法の改正により地域のCO₂削減計画の策定を義務付け。地方は、厳しい財政状況にある中で、さらなる環境対策の実施が必要とされている。都道府県等の地域環境保全基金を拡充して、取組を支援。

「地域の活性化」と「低炭素化・エコ化」を同時に推進



(基金対象事業の例)



住宅断熱リフォーム



コミュニティサイクル



市民出資による
太陽光パネル設置



微量PCB混入廃棄
物の処理促進



漂流・漂着ゴミの
回収・処理

地球温暖化対策推進法に基づく地域計画等、国全体として進めるべき取組を支援

<基金対象事業>

- (1) 地球温暖化対策の推進(省エネ住宅、環境負荷の少ない交通・エネルギーインフラ等の整備等)
- (2) アスベスト廃棄物、不法投棄等の処理の推進
- (3) 微量PCB廃棄物の処理の推進
- (4) 漂流・漂着ゴミの回収・処理等の推進 等

() 地域環境保全基金: 環境保全に関する知識の普及・啓発などの地域環境保全活動を支援するため、平成元年度補正予算により、全国の都道府県及び指定都市に設置した基金。

自動車低公害化推進事業
〔地方公共団体等の保有する塵芥車、ごみ運搬車等の低公害化〕

(1) 事業の概要

地方公共団体等が保有する塵芥車、ごみ運搬車等については、地方公共団体等の経済的負担等の要因によって低公害化が遅れているため、これらの車両の導入に当たり補助を実施することにより、地方公共団体等が率先してハイブリッド自動車等の次世代自動車を導入することを支援する。

(2) 事業計画

地方公共団体、収集委託業者及び収集許可事業者が塵芥車、ゴミ運搬車等としてハイブリッド自動車等を導入する事業に対して、環境省により選定された執行事務実施者が、その費用の一部を補助する。

(3) 事業実施主体

地方公共団体・民間事業者（収集委託業者・収集許可事業者）

(4) 予算額 3,500百万円

(補助額)

【地方公共団体向け】	ハイブリッド自動車	CNG自動車
積載量 4 t 未満	980千円	980千円
積載量 4 t 以上	2,750千円	3,200千円

注) 通常車両との差額 100%相当の定額補助

【収集委託業者等】	ハイブリッド自動車	CNG自動車
積載量 4 t 未満	490千円	490千円
積載量 4 t 以上	1,375千円	1,600千円

注) 通常車両との差額の 1/2 相当の定額補助

自動車低公害化推進事業

〔地方公共団体等の保有する塵芥車、ごみ運搬車等の低公害化〕

京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日)

・クリーンエネルギー自動車(ハイブリッド自動車、CNG自動車等)を2010年度までに69～233万台普及

低炭素社会づくり行動計画(平成20年7月29日)

・次世代自動車(ハイブリッド自動車、CNG自動車等)を2020年度までに新車販売の2台に1台の割合で導入

しかし・・・

地方公共団体、収集委託業者、収集許可業者(地方公共団体等)が保有する塵芥車、ごみ運搬車等については、地方公共団体等の経済的負担等の要因によって、低公害車化に遅れ

・ 地方公共団体が保有する塵芥車その他の特種用途自動車における低公害車の普及率:約11%
〔普通乗用車、軽自動車等においては、約25%〕

次世代自動車
の導入支援

地方公共団体等の塵芥車等について、平成21年度にハイブリッド自動車・CNG自動車を導入する場合に、地方公共団体については通常車両との差額相当分の定額補助を実施、収集委託業者等については通常車両との差額の1/2相当分の定額補助を実施

単独処理浄化槽転換加速モデル事業等（公共事業）

（１）事業の概要

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換することが喫緊の課題となっている。平成21年度当初予算では、単独処理浄化槽の転換事業は市町村設置型のみが助成対象となっているが、今回の補正予算により、個人設置型にも対象を拡大し、国費により2分の1の助成を行い、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

また、低炭素社会対応型浄化槽集中整備事業の対象市町村数を拡大し、低炭素社会に向けた省エネルギー型浄化槽の整備を促進する。

（２）事業実施主体 市町村（補助率1/2）

（３）予算額 1,003百万円（事業費20億円）

単独処理浄化槽転換加速モデル事業等(公共)

[平成21年度当初予算]

浄化槽整備区域促進特別モデル事業

事業期間：平成21年度から3年間

助成率：1/2

事業内容：

浄化槽集中整備事業

(浄化槽汚水処理人口普及率を一定以上向上させる)

高度処理型浄化槽集中整備事業

(高度処理型浄化槽により特に水質の保全を図る)

単独処理浄化槽集中転換事業

(一定以上の単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換)

防災拠点浄化槽集中整備事業

(災害時の避難所となる施設における浄化槽の整備)

低炭素社会対応型浄化槽集中整備事業

(低炭素社会に向けた省エネ型浄化槽の整備)

[平成21年度補正予算]

単独処理浄化槽転換加速モデル事業等

・単独処理浄化槽集中転換事業の
助成対象を個人設置型に拡大

・低炭素社会対応型浄化槽集中整備
事業の対象市町村数を拡大

単独処理浄化槽転換の促進
省エネ型浄化槽の普及促進

し尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用推進モデル事業

(1) 事業の概要

1) リン回収しているし尿処理施設等のケーススタディ

リン回収を行っているし尿処理施設におけるリン回収・利活用の状況を把握し、リン回収の経済性、回収したリンの受入の条件など、リン回収・利活用システムの構築に当たっての課題や回収の効率を向上させるための施策について整理する。

2) し尿・浄化槽汚泥リン回収・利活用モデル事業の実施

し尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用モデル事業を実施する。具体的には、既存の処理施設にリン回収・利活用を行うためのパイロットプラントを設置し、し尿や浄化槽汚泥からリンの回収を行う。

3) リン回収・利活用型し尿処理システムの評価・確立

(1)、(2)の成果等を踏まえ、し尿処理システム全体として経済性、環境負荷、循環型社会形成の観点から評価を行い、し尿処理の広域化の可能性も含め、効率的リン回収・利活用システムの確立を図る。

(2) 事業計画

- ・リン回収しているし尿処理施設等のケーススタディ
- ・し尿・浄化槽汚泥リン回収・利活用モデル事業の実施
- ・リン回収・利活用型し尿処理システムの評価・確立

(3) 事業実施主体 環境省

(4) 予算額 90百万円

し尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用推進モデル事業

【し尿・浄化槽汚泥からのリン回収の現状と課題】

- ・し尿や浄化槽汚泥からのリン回収はHAP法やMAP法により、技術的に可能であり、さらにし尿処理施設からのリン回収は閉鎖性水域の富栄養化防止等の観点からの要請も強い。
- ・しかしながら、し尿中のリン濃度は比較的高いが、1施設当たりで回収可能なリンの絶対量は小さく、回収や物流にコストがかかるため事業として成立しないなど、導入する機運に乏しい。
- ・し尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用については、処理の広域化や安定的な受入先の確保など、様々な施策をあわせて実施しない限り、困難な状況にある。

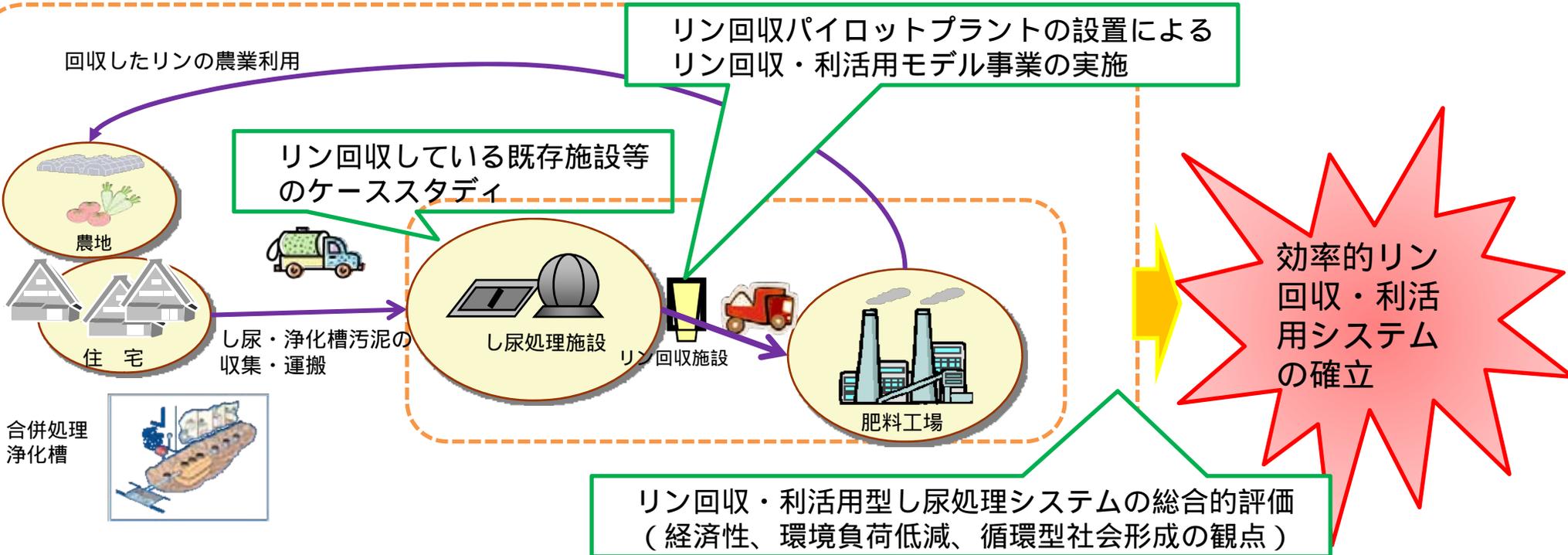
【資源としてのリンの現状と課題】

- ・我が国では、リンは肥料や食品、金属加工等に利用されているが、ほぼ全量を海外に依存。
- ・リン鉱石は米国、中国、モロッコ等の小数の国に偏在、かつ米国、中国が輸出禁止措置を実施。
- ・こうした中、国際市場におけるリンの価格は高騰。
- ・資源安全保障の観点から、リンのリサイクルの必要性について、産官学が連携して取り組むべきとの議論が高まっている。

【リンの価格の動向】

約18,000円（H19.12） 約49,000円（H20.11）

し尿・浄化槽汚泥からのリン回収・利活用推進モデル事業の実施



京都議定書目標達成のための廃棄物部門緊急調査

(1) 事業の概要

京都議定書目標達成計画に定められた廃棄物部門からの温室効果ガス排出量削減の目標達成に向けて、約束期間中に実施した施策の効果を把握し、さらに追加的に必要となる施策を迅速に立案するため、国による廃棄物の排出・処理状況及びそれに基づく廃棄物部門からの温室効果ガス排出量の全国的な調査を実施する。

現在、2年遅れでとりまとめられている廃棄物部門のデータの取りまとめ、整備を迅速化することで、国内廃棄物部門からの温室効果ガス排出量の正確な算定と早期化が図られることにより、約束期間内に事業者等により講じられた施策の効果を迅速に把握することが可能となり、第1約束期間内の2011年から温暖化対策への施策の企画・立案に役立てることができる。加えて、潜在的な循環利用の可能性を発掘し、資源の有効利用と環境負荷の低減に活用、経済変動や資源価格の乱高下に対して安定的な循環システムを形成することに貢献できる。

(2) 事業計画

2009年度中に国による全国的な統一調査を実施し、各都道府県における有機系・無機系廃棄物等の定量的なフロー情報を一本化することで、低炭素社会づくりに向けた取組との統合に資する廃棄物統計データを整備する。具体的には、国において業種・業界ごとの調査手法を検討した後、都道府県に統一した調査手法や調査項目を提示する。都道府県は、国の指針に沿って調査を実施し、報告を行う。これにより国と都道府県において廃棄物統計情報が共有され、推計誤差も少なくなる。

さらに、循環資源については、資源価格の乱高下を反映した輸出の増加と急減、多様化に伴う処理の困難化、不適正な処理による環境負荷の増大、循環的な利用後もなお残るものによる最終処分場の残余容量のひっ迫等、様々な局面でさらに解決すべき課題が存在するため、正確なデータの把握はこれら課題の解決にも資するものとなる。

(3) 事業実施主体 環境省

(4) 予算額 431百万円

京都議定書目標達成のための廃棄物部門緊急調査

2012年の京都議定書目標達成計画第一約束期間における目標値の着実な達成

課題

- 1 温室効果ガス排出量については、国の統計値と産業界等による調査結果との間に乖離が見られる
- 2 地方公共団体と国の2度の推計手法により、精度と公表時期が2年遅れている
- 3 廃棄物部門で実施している温室効果ガス排出量削減対策が、正確かつ迅速に反映されていない

国による全国的統一調査の実施

2009年度中

業種・業界ごとの調査手法を検討、都道府県に統一した調査手法や調査項目を提示

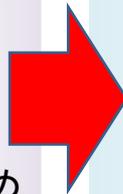


都道府県は国の指針に沿って調査を実施、国に報告



2010年度

廃棄物統計データの取りまとめ



廃棄物統計データの整備

【廃棄物統計情報の共有】

各都道府県における有機系・無機系廃棄物等の定量的なフロー情報を1本化

1 国内廃棄物部門からの温室効果ガス排出量の正確な算定と早期化

(2009年のデータを2010年度中に取りまとめ公表)

2 潜在的な循環利用の可能性を発掘し、資源の有効利用と環境負荷の低減に活用

3 経済変動や資源価格の乱高下に対して安定的な循環システムを構築

第1約束期間内の2011年から温暖化対策への施策の企画・立案に役立てることが可能

単独処理浄化槽を対象とした使用状況実態等把握

(1) 事業の概要

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換することが喫緊の課題である。

このため、希望する都道府県において、単独処理浄化槽の設置、使用状況を戸別訪問調査により実施するほか、公衆衛生の確保上問題があると疑われる単独処理浄化槽について必要に応じて水質検査等の実施、検査を実施する指定検査機関から維持管理業者へ直接情報提供することによる早期改善策の実施等により、行政による浄化槽設置・維持管理状況の把握、住民に対する法定検査受検の徹底、問題のある単独処理浄化槽の改善指導、といった解決策を提示する。

(2) 事業実施主体 環境省

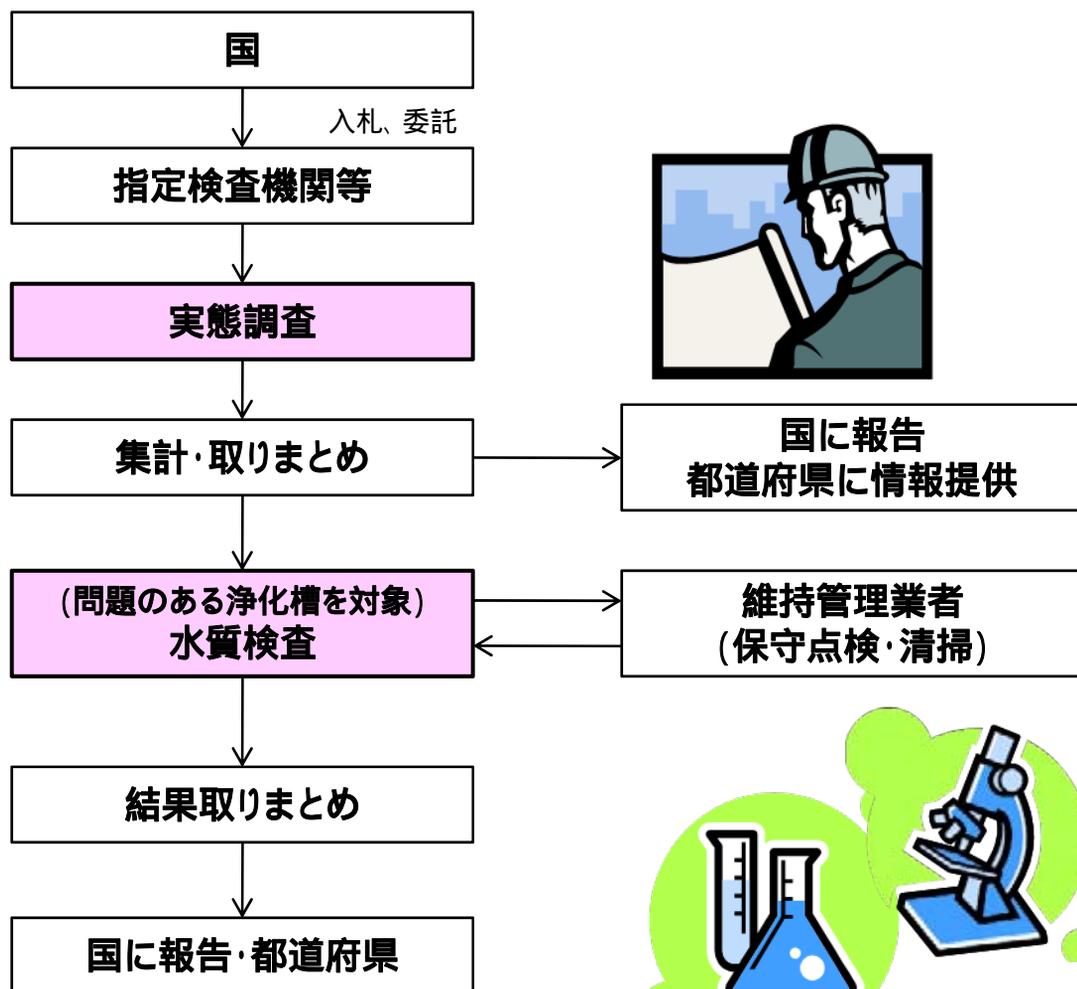
(3) 予算額 303百万円

単独処理浄化槽を対象とした使用状況実態等把握 (要望額: 303百万円)

【施策のポイント】

戸別訪問による悉皆調査を通じて、単独処理浄化槽の設置状況・処理状況の実態を把握し、法定検査の徹底、単独処理浄化槽の転換推進の解決案、水質に問題のある浄化槽の早期改善策を提示する。

事業の実施フロー



管理実態の現状把握により

行政による浄化槽設置、維持管理状況の把握
住民に対する法定検査受検の徹底
問題のある単独処理浄化槽の改善指導
を提示する。